ノート

再犯防止推進計画のさらなる進展のために

宮　田　桂　子

平成２８年１２月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「本法」という。）が制定され、同法７条３項に基づく「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討するために、各省庁の横断組織である再犯防止推進計画等検討会が組織された。

詳しくは政府や法務省のホームページに譲るが、本法は、刑法犯の認知件数が減少するも、再犯者率は上昇し続けていることから、安全・安心な社会を実現するためには再犯防止対策が必要不可欠であると前提のもと、７条で、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い支援」を、国や地方公共団体、民間級力者が一丸となって取り組むための再犯防止推進計画を定めるものとしており、各省庁を横断的に組織た再犯防止等検討委員会に外部有識者を加えて同計画案を策定し、平成２９年１２月に閣議決定がされた(1)。

当職は、有識者委員として検討に参加したが、当初、検討会の議事が要約で発表され、当職の意見がそこに反映されていなかったため、第２回会議以降、意見を資料として提出してきた。本項はそれに加除修正したものである。

第１　本法・本計画の理念の問題

本法は、国民が犯罪の被害を受けることを防止して、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

しかし、重大犯罪を繰り返す者は稀で、再犯が繰り返されるのは、軽微な財産犯（万引きや無銭飲食など）や自己使用の薬物事犯であり、これらの再犯者は周囲に迷惑をかけているが、国民に不安を与えているとまではいえまい。

日弁連は、平成２８年１０月７日、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の

（1）本計画全文は　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/171215/honbun.pdf
本計画の審議過程は　http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html

改革を求める宣言」[2]で、刑罰制度が、犯罪への応報であることにとどまらず、犯罪をした者を人間として尊重することを基本とし、その人間性の回復と、自由な社会への復帰に資するものでなければならないと指摘するとともに、就職、定住と生活保障等につながる福祉部門との連携を拡大強化し、罪を犯した人の再就職、定住と生活保障につながる福祉的措置の充実を求め、弁護士、弁護士会が出口支援・入口支援に積極的に取り組むとしている。本法・本計画は、この宣言と具体的施策の類似はあるが、犯罪をした者の人間性の回復や権利の尊重をし、その生きづらさを解消していくことの効果として再犯が防止できるという視点が不十分である。

本計画第５⑵②ｖでは、女性受刑者に虐待や性被害の犠牲者が多いことが明示され、その精神的ケア等の必要性をうたうが、犯罪をした男性も、虐待やいじめ、あるいは社会的搾取の犠牲者が少なくない。法務省の調査により、少年院在院中の者は男女を問わず、家族から身体的暴力、性的暴力、不適切な保護態度のいずれか一つでも経験のある者が７０％に及び、家族以外からの暴力等の被害に遭っている者も多いことが明らかにされている[3]。本人も家族等も障害に気づかず、障害による社会不適応という２次障害を生じた者も存する。犯罪をした者をケアの対象として人間性の回復を図る視点が必要である。

本計画は、矯正・保護がうまくいかなかったところに福祉等を接ぎ木するという発想であるようにも読める。しかし、犯罪が起こらない社会を築くには、貧困を無くし、教育の機会を増やすことが最重要であり、むしろ、教育や福祉が十分に行き渡る政策を実施することが犯罪防止の最善の策であることを銘記すべきである。

第２　入口支援をめぐる問題

１　検察官権限での入口支援の問題性

本計画第３　１⑵③アでは、高齢者又は障害のある者等への効果的な入口

（２）https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html

（３）「法務総合研究１１　「児童虐待に関する研究（第１報告）その１　少年院在院者に対する被害体験のアンケート調査」http://www.moj.go.jp/content/000074918.pdf

支援の実施のため、検察庁における入口支援の体制の強化をうたっている。しかし、検察官が福祉の必要な者を選別して起訴猶予とする方法、とくに現在法制審で検討されている、条件付起訴猶予制度には疑問がある。

制度に内在する問題として、

①検察官が、嫌疑のない者に対して、福祉を得て早期に釈放することをもちかけ自白を引き出す危険や、嫌疑なし、嫌疑不十分の判断を懈怠するおそれが存する

②現在、福祉は措置から契約へと変わり、福祉の対象者の意思に基づいてなされる。検察官が被疑者の福祉を受ける意思を確認するといっても、被疑者は起訴か（多くの場合は勾留が長期化する）、福祉を受けて起訴猶予かと問われれば、後者を選ぶことになる。福祉を受けることを条件とするなら、福祉の中に自由意思に基づかない「処分」を持ち込むことになる

③検察官は対審構造の一方当事者であり、被疑者の資質や環境、更生の方策について調査すること自体が、この構造と矛盾する面がある。検察官は準司法官とはいえ行政官であり、「証拠を集めてきて裁く」ことを当然視することには問題がある

といった指摘が可能である。

また、制度の運用面の問題点として

④担当検察官の資質や思想は多様である。また、担当検察官が福祉的支援による起訴猶予を考えた場合であっても、決裁官が認めなければその処分はできない。担当検察官が弁護人と福祉支援について検討し、弁護人や福祉事務所等と日程調整して起訴猶予のうえ満期釈放との結論に達したが、決裁官から必要のない勾留はできないとされてそれ以前の釈放を命じた案件や、過去の支援例と同様の支援のうえ起訴猶予をしようとしたところ、異動で交替した決裁官がそれを認めなかった案件等が報告されている。起訴猶予処分には、担当検察官や決裁官の個性が反映し、公平性や妥当性を欠く可能性がある

⑤若い検察官には、研修により、福祉連携の必要性が浸透してきているが、決裁官クラスの意識徹底の方策が十分取られていないことがうかがえる

⑥相当多数の事件を副検事が担当しているが、キャリア検事に対しては研修が充実しており、福祉支援の問題等について認識が行き渡る可能性が高いが、

副検事に対してはそうではない。副検事は、とくに軽微窃盗案件について、極めて機械的な処分、即ち、不起訴を数回したら次は罰金、その次は公判請求して執行猶予、数回公判請求が続いたら罪名が常習累犯窃盗（実刑以外検討の余地はなくなる）とする。副検事が考慮するのは、示談の有無程度であり、障害の存否や福祉連携の問題までは考慮せず、弁護人が福祉支援を持ちかけても応じないし、起訴の判断が３日～５日という短期間に行われ、弁護人がそのように提案したときには事件が決裁に回っていることも多い

⑦検察官が障害や福祉等について的確な知識等を有しているとはいえず、福祉職と連携をしたとしても、最終的には検察官が被疑者に対して福祉サービスについての説明を行うことになるが、その説明が不十分であるため、被疑者が福祉サービスを受けることを拒むことが有り得る

⑧被疑者の資質や特性を十分に認識しなければ有効な入口支援はできない。例えば、認知症によって万引きをした貧困な高齢者に対して、貧困が原因と考えて生活保護の受給を始めても、再犯を防げない。検察官のもとで十分なアセスメント体制が築けるのか疑問がある（アセスメントについて後述）。

⑨条件を付す内容によっては、人権侵害的でなおかつ効果が出ない場合がある。例えば、軽微窃盗の被疑者に対して、福祉を受けて無料低額宿泊所に帰住させて不起訴とした場合、当該施設での居住を条件とすることは、被疑者の施設との相性等の要因等から居住が続けられない場合に、不当な強制となる

等の問題が指摘し得る

被疑者が当該福祉サービスを受けることが条件で釈放されたとすれば、福祉サービス提供者の側からも

①契約者との信頼関係の構築によって、サービス利用の動機付けをし、契約者の生きづらさの解消に努めているのが福祉の立場であるところ、「当該サービスを受けるように」という命令ないし強い説得をしなければならないとすれば、この福祉の立場が変容してしまう危険がある

②福祉サービス提供者が再犯防止のための監督・監視のための負担を負わなければならないかの状況に置かれることになるし、そのために福祉を継続しない場合には当局への通報をすることを求められるとすれば、契約者との信頼関係の醸成ができないことになる

といった問題が指摘されている。

なお、福祉が矯正や保護の機能を担うことは有り得ない。福祉の強制がなされないよう、司法と福祉とは異なる目的を持った対等で独立の制度であることの自覚が必要である。刑事司法は、犯罪の発生を前提として、それをした者に対する応報や改善・更生を図るためのものであり、定められた刑罰の範囲で、上記目的を果たすための処分を決定し、執行するものである。一方、福祉は、障害や加齢等で生きづらさを抱えている人に対して、その生きづらさを解消あるいは減少して生活の質を向上させる性格のものであり、対象となる人の主体性を尊重してその納得のもとで契約として実施されるものである。このような違いが本計画中、十分共通認識となっているのかには疑問がある[(4)]

2　入口支援の主体をどのように考えるべきか

現在、弁護人が、福祉職や心理、医療の専門家等と連携し、被疑者・被告人の生活歴・資質等を調査し、犯罪の原因を分析してその除去・緩和のための施策を検討した「更生支援計画」を作る[(5)]試みが広がっている。

嫌疑なし、あるいは嫌疑不十分、犯罪に該当しないとして不起訴となる被疑者が障害を有する場合について、福祉を考慮した起訴猶予処分が科されてはならない。一方、弁護人が、被疑者に対して、福祉サービスの存在を説明し、その意思に基づいて契約に導くことは社会の安定に資する。弁護士は地域で活動し、継続的支援にも関わり得る。

また、捜査・公判手続における諸権利や制度への説明だけではなく、医療や福祉等における被疑者の持つ権利や契約上の義務等についても専門家の助言が必要である。そればかりでなく、犯罪をした者に対して、裁判から社会への定着までのシームレスな支援のどの段階においても、法的支援が必要となる。かような意味でも、弁護士たる弁護人が、入口支援において被疑者・被告人の意思決定過程に必要的かつ効果的に関与する存在として位置づけられるべきである。本計画にはそのような視点が欠落している。

3　入口支援でのアセスメントの充実をいかに図れるのか

（4）福祉側からみた再犯防止への関与の問題点や司法と福祉との目的の違いについて「社会福祉士等による刑事司法への関わり―入口支援としての福祉的支援の現状と課題（水藤正彦）」法律時報８９・４・４７

（5）「更生支援計画を作る（水藤昌彦他著）」現代人文社　等

この計画第３　１⑵③アでは、検察官が入口支援をするについて、検察庁での社会福祉士の配置や保護観察所における保護観察官の配置の充実等を図るとしているが、この点は今後、修正していくべきものではないかと考える。

（１）アセスメントの重要性

犯罪をした原因である、生きづらさを生み出しているものが何かを分析・認識できなければ、有効な対策がとれないのであり、その分析・認識のためのアセスメントは必要不可欠である。第一東京弁護士会報で報告された事例で、重度の認知症患者の被告人の窃盗事件について、医師の面接を行い、成年後見申立を準備し、介護保険申請、老人ホームの申込みをし、執行猶予判決となったものがある。被告人は、反社会勢力に年金を搾取されていたが、警察も福祉事務所もその被害を放置していた（なお、再犯防止のために自治体を含めた関係機関が連携するといっても、面倒な事案がこのように放置されるのでは犯罪を防ぐことはできない）。この事案では、食い物にされて貧困に陥ったことが犯罪原因とも考え得たが、適切なアセスメントにより認知症が原因と明らかになった。

軽微な犯罪を繰り返して生きる気力がないケースで、生きづらさのベースに障害が存在し、それに伴うコミュニケーション能力の欠如といった２次障害があり、そのために人間関係が作れなかったことが原因の人がいる。暴力団からの離脱を拒む原因として、暴力団員と知り合い、初めて人に優しくしてもらった、暴力団が唯一の受け皿だったという人もいる。適切な原因究明が無い限り、再犯を防ぐことはできない。

（２）検察庁と社会福祉士等の連携の限界

本計画第３　１⑵③アは、検察庁での社会復帰支援担当の検察事務官や社会福祉士の配置の充実等を定めている。社会福祉士が関与することで、単に医療や福祉へと架橋するだけでなく、①ホームレス生活に固執する万引きの被疑者に対して炊き出しやフードバンク等の情報を提供した　②自動車の占有離脱物横領を繰り返す被疑者に所持金から自転車を購入させたといった、福祉職ならではの工夫がされた事案も紹介されており、これを評価しないわけではない。

しかし、社会福祉士は、福祉の専門家であって、障害そのものの専門家ではなく、各々が知的・発達障害、高齢者、貧困者支援等の専門分野を持って

いる。福祉の専門家を配したことで障害等に関するアセスメントができるとは限らず、これを全面的に委ねることは、それらの者への過剰負担となり得る。アセスメントには、心理学や医療の専門家との連携が必要となることを認識すべきである。とくに、高齢者について、医師による診断の後に、介護認定をし、事案によってはさらに成年後見人選任手続をしなければ、高齢者施設への入所は困難である。このようなアセスメントや福祉受給の手続をしないで、安易に無料低額宿泊所や更生保護施設への入居をさせることは、施設とのミスマッチや対象者の施設からの失踪といった事態を発生させる原因となる。

後述の、保護観察所に社会福祉士の資格を持った保護観察官を採用するというやり方も同様の問題が存する。

（3）保護観察所のアセスメント機能への疑問

保護観察所が入口支援のアセスメント機能を担うことにも疑問がある。

保護観察という司法行政の執行機関が、司法の入口の段階でのアセスメント機能を果たすということには疑問がある。

また、医療観察法では、保護観察所に属する社会復帰調整官が、同法の対象者に対して、社会資源を見いだし、コーディネイトをして社会復帰させる役割を担っているが、人員不足による業務繁多のため調査がままならず、地域の資源について十分な情報が得られないために、受入れ先調整が難航し、入院継続をせざるを得ない例もあるといわれる。保護観察官は、現在、保護観察、更生緊急保護の個別の担当や更生保護施設の監督等の多くの業務を担っているところ、更にアセスメントの役割を与えれば過剰負担となり、社会復帰調整官と同様の問題が生じる可能性がある。

（4）適切なアセスメントを中立的機関で行う方法は存する

検察庁や保護観察所ではなく、福祉の側が中立的立場でアセスメントを行うことが考えられ、それを地域生活定着支援センターが担い得る。

センターを法定事業とし、予算を投入して、入口支援についての調査、コーディネイトもできるようにすべきである。

センターは、特別調整対象者に対する出口支援を通じて、調査やコーディネイトのノウハウを蓄積している。また、フォローアップ事業をすることで、事実上、入口支援についてのノウハウも蓄積しているのであり、積極的に位

置づけ発展させていくべき機関である。現在、センターは法的根拠を持たず、予算も極めて貧弱である。東京都地域定着支援センターは、管内に特別調整が必要な高齢者・障害者を多数収容する府中刑務所、八王子医療刑務所、関東医療少年を擁し、都外の刑務所から東京に帰住を希望する者に対応しなければならないことから、取扱い件数が、それの少ない県のセンターと１０倍の開きがある。また、フォローアップ業務は、年々累積していくので、多くの件数を扱ったセンターとそうでないセンターとは、さらに業務量の差がつく。しかし、東京都のセンターに対する予算は、他のセンターの２倍に満たない。センターの予算を増額し、業務量に応じた予算配分を行うことも考えられるし、取扱い件数の少ないセンターで、試行的に入口支援の実施を検討することも考えられる。

なお、立法論としては、宣告猶予や懲役刑との選択的な処分の言渡しができるような裁判制度と、判決前調査制度を組み合わせた制度設計も考え得る。本計画を発展させていくためには、例えば、少年法における調査官制度のような、専門性を持ち調査の中立性を保てる立場の者を置くなど、アセスメントが有効でしかも権利侵害的でないものとなるよう、制度の改善をすることが不可欠であろう。起訴猶予制度により早期に刑事手続からの開放がされることは望ましい面もあるが、上述のとおり、軽微案件で福祉と連携すれば再犯が防止できるような案件が起訴されている現状をみれば、起訴猶予制度の弾力的運用が存したとしても、裁判段階において、宣告を猶予する制度を設けて、刑事手続から開放する制度を設けることは不可欠であろう。軽微な万引事案を常習累犯窃盗で処置するのはほとんどのケースで無意味でありむしろ有害ですらある。

4　「司法連携」の協議を行う主体に関する欠落点

本計画第３　１⑵③イでは、法務省と厚生労働省は、地域のネットワークにおける取組状況も参考にしつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等の連携についての検討を行う等としている。

本計画が閣議決定による行政庁を対象としたものであるとはいえ、本法・本計画に関する議論は、裁判所（裁判官のみか、家裁調査官も対象とすべきである）、弁護士会・弁護士を含めてなされるべきである。シームレスな支

援を考えるためには、判決の段階から支援を意識した刑罰等の選択が必要である。法制審での刑罰のあり方や刑事裁判のあり方等の議論とも連動させ、広く意見を聴取し、よりよい政策を作ることが国の責務と考えられる。

現在、刑の量定に当たっては、犯情によって過去の裁判例の量刑の幅の中で刑が選択されているが、これを厳格に解せば、医療や福祉につなぐべき案件が、そのような配慮がなされないまま（長期の）実刑となってしまう可能性がある。（長期の）実刑が言い渡されても、犯罪をした者の生きづらさの原因が解明できれば、矯正現場の処遇のための有効な資料たり得るところ、裁判所が「その立証は必要ない」とする可能性もある。シームレスな支援のために、裁判段階での資料収集のの有効性が共通認識とされるべきである。一方、前項（４）で述べたとおり、判決の言渡しを猶予できるような制度が創設されるべきである。

家庭裁判所は、補導委託による試験観察を実施しており、少年の雇用に協力してくれる事業者や自立準備ホーム、福祉施設等の様々な社会資源と連携している。また、家庭裁判所には「少年友の会」というボランティアが組織され、環境調整型の事件での付添人を務めたり、在宅試験観察や保護観察の際の指導等に関わっている。家庭裁判所の有する社会資源との関わりを、成人にも広げることが考えられるべきである。このような関わりの多くを調査官が担っており、家庭裁判所の調査官体制の充実や人材確保をさらに図っていくとともに、そのノウハウ等を成人にも活用できる制度設計をすべきではないか。

第３　アセスメントをめぐる問題

この計画では、第３　１⑵①アで、犯罪をした者に対して今まで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握するために、少年鑑別所のアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図るとしている。従来、司法の入口のみか、矯正や保護において、アセスメントの必要性が十分認識されてきたとは言い難く、アセスメントの必要性をこのように言及したことには意義があるが、以下の問題があると考える。

１　少年鑑別所でのアセスメントの限界

少年鑑別所では、観護措置決定を受けた少年に対して、知能テストや心理テスト、様々な作業等を課してそれを評価するとともに、生活行動を観察することにより、極めて精緻なアセスメントをしてきた。

少年鑑別所が福祉的ニーズを調査するためのアセスメントをする場合、成人の収容には法的根拠が存しないので行動観察はできず、資質についての十分な鑑別ができない可能性がある一方、もし収容するとすれば、少年を教育的環境に置くという鑑別所の機能が害される危険がある。

また、少年鑑別所のアセスメントは、対象者の資質鑑別である。福祉的ニーズを探る場合には、それに止まらず、その人の生育歴や環境等についての詳細な調査が必要となる。暴力事犯の衝動性の原因が、ADHD などの発達障害なのか、虐待等による PTSD なのか等の判断は、生育歴等についての詳細な調査とともに高度の医療的な専門性が必要となるところ、鑑別所は、必ずしも十分なノウハウを持っていない。少年事件で、発達障害が見過ごされ、成人後の事件を契機に、それが指摘される案件も存する。少年鑑別所では、精神障害かどうかの診断は留保して行動障害として評価することも多かったし、高齢者の認知症の問題については全くノウハウを持たない。また、少年事件における環境調査は、家庭裁判所の調査官によって担われていたのであり、少年鑑別所はアウトリーチの機能を持っておらず、就労や福祉等についての連携の経験が無い。少年鑑別所における入口支援（裁判段階も含めて）のアセスメントは、資質鑑別には有効であるものの、医療や福祉等の他機関の連携がないと機能しない場面もある。

2　刑務所内でのアセスメントについて

本計画において、刑務所でのアセスメントについて言及し、社会福祉士が積極的に関与することとなったのは政策の前進である。

刑務所内に社会福祉士が配されることが多くなり、矯正職員とは異なった視点を持つ職員が刑務所内にいること自体が、後述の刑務所の社会化のための触媒たり得る。しかしながら、刑務所に職員を配することは①当該社会福祉士の機動性が下がる　②当該社会福祉士の持つ情報のチャンネルに活動が既定される　③配される社会福祉士の数が１～数名だと、配された者の資質や専門性による差異が生まれるといった問題を生じ得る。過去、刑務所において、社会福祉士が一般事務の人手を補っていた例もあったと聞いており、

社会福祉士が専門職として適切な役割を果たせるようにすることが必要である。

また、上記のとおり、社会福祉士によるアセスメントには限界があり、医師等との他の専門職と連携できる体制の整備の必要がある。

社会福祉士との面接で受刑者が自己開示できるとは限らないなど、社会福祉士のアセスメントのための資料は必ずしも十分ではない。後述のとおり、裁判段階での情報等を引き継げる体制整備が必要不可欠である。

3　保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能強化について

福祉サービスの利用申請等は、基礎自治体毎に方式等が異なっている。上記のとおり、多くの個別ケースを抱え、転勤もある保護観察官が役割を十分果たし得るのかは疑問がある。保護司が個別ケースで福祉への架橋の役割を果たすことも考えられるが、これも含めて保護観察所といっているのだとすれば、後述の、保護司の数や資質等の問題を避けて通れない。計画のこの部分については、具体的に誰が何をするのかを詰めていく必要がある。

4　裁判での情報が執行段階に共有されないという問題

（1）刑の執行段階での情報の共有化

裁判での証拠は、犯罪をした者に関する情報の宝庫である。

上述のとおり、弁護人が福祉専門職等と連携して更生支援計画を作成し、証拠とすることが増えてきた。このときのアセスメントの結果や施策は、矯正や保護の現場でも役立つ情報である。検察官の執行指揮に際して、この内容に言及することは有り得るが、明確に制度化されていない。我々が接した福祉等の専門家には、裁判で明らかにされた事項が、矯正・保護の現場に当然には伝わっていかないことが驚きであるという。

被告人が保護観察付執行猶予となった事例や、起訴猶予、罰金、通常の執行猶予の言い渡された案件で更生緊急保護となった案件については、被告人に計画書を持参させ、あるいは弁護人が届けることで、保護観察所に計画を引き継ぐことが可能である。実刑となった場合であっても、更生支援計画中には刑務所での処遇や出所時の調整等に役立つ情報が数多く存するのであり、その引き継ぎが図られるべきで、現在、矯正局と日弁連がその方法について協議中である。

今後さらに、矯正担当者、保護観察官、更生保護施設、計画に関与した社

会福祉士などの福祉担当者、医療関係者、弁護士等で処遇会議を行い、個別の処遇計画が策定されるようにすべきである。

また、更生支援計画以外にも、精神鑑定、心理鑑定、情状鑑定[(6)]がされ、それらに関する証人尋問がされた場合、その情報が矯正・保護、そしてその後の福祉に引き継がれることが望ましい場合が多い。これらは、有罪か無罪かの立証、あるいは刑の量定のために用いられるものであって、執行の場面で開示されるべきではないとも考えられるが、有罪判決は主文を執行することが当然に予想されており、裁判は非公開の少年審判と異なり公開され、記録の閲覧も可能（少年事件の社会記録は非公開）であることを考えると、個人情報の取り扱いに注意を払いながら、処遇に有効な情報を含む証拠の引継ぎが図られるべきである。

今後、計画の中で改善を図っていくべきであり、かような面についても、法曹三者の協議等が必要であると思われる。

（2）さらに医療や福祉へ

これら裁判資料や、刑務所内での知能テストや行動観察の記録等には、さらに犯罪をした者を社会に出た後で保健医療、福祉に架橋するための有益な情報が記載されている。個人情報として取扱いに注意すべきことはもちろんだが、ルールを作り、集積された情報を共有するべきである。裁判資料の作成の際、被疑者・被告人本人に、情報を共有する目的を伝え、同意を得られれば個人情報保護法にかかる問題は解決できよう。その際、その情報を、行政が恣意的に用いて福祉等を拒否したり、福祉サービスを押しつけてはならない。福祉、医療、法律等の専門家や家族、場合によっては本人も入ってカンファレンスを行うなど、広い視野から、犯罪をした者の個人の資質、環境

（6）精神鑑定は、責任能力の有無・程度の立証のために医師が犯行時の精神障害の存在とその犯行への影響如何について分析、判定した意見ではある。心理鑑定は、臨床心理士等が、犯罪時の心理状態とその犯行への影響如何について分析、判定した意見である。情状鑑定は、被告人の障害等の特別な事情などの犯罪原因と、それによる犯行への影響や、被告人の動機や生きづらさ等を分析し、犯情の軽減や再犯防止による一般情状の酌量を求めることを目的に作成されるものである。

等に即した処遇、福祉サービスの提供に結びつけることも検討されるべきである。

第４　今後踏み込む課題としての行刑改革

本計画では、第２で、刑務所を出てからの就職、居住場所を作るための施策を検討しているが、その前に、刑務所内の処遇の改善についても盛り込むべきだったと思われる。現在、刑務所での生活と社会での生活のギャップが極めて大きく、例えば、出所してから、女性や子供の声に驚く、人ごみで人酔いするといった経験が紹介されている（7）。居住先が見つかり、就労が可能となっても、そのギャップにより社会不適応を起こす危険も存する。

極めて少数の刑務所職員が、厳しい職場環境の中で、大変多数の受刑者をコントロールする必要性から、やむを得ない面があるとはいえ、受刑者は生活の細かな部分まで規則で管理されている。受刑者は、それに従うことが要求され、何も考えずに規則どおり生活するのが常となり、自主的判断を必要とする社会との大きな乖離が生まれるし、社会生活とは全く異なった生活規範や行動を強いられることで、社会復帰を困難ならしめる面もある。少なくとも、犯罪傾向が進んでいない者の刑務所では、自主的判断や自律性を涵養する処遇が工夫されるべきで、法改正や多額の予算がなくてもできることは多多ありそうに思われる。

また、受刑者の待遇について、海外においては、刑務所内での生活環境等を大幅に改善し、刑務所職員が受刑者に対して受容的な態度で接することによって、受刑者の自己イメージが上がり、動機付けややる気を喚起できた例もある。

１　刑罰の改革へ

北欧では、長期の自由刑では社会不適応を起こすという問題意識のもとで最高刑が決められている。ノルウェーは無期刑がなく、フィンランドでは

（7）獄窓記（山本譲司）」ポプラ社、マザーハウス HP　http://www.motherhouse-jp.org/index.html/　など

終身刑はあっても１２年で仮釈放されることができ[8]、実際の服役期間は２０年を超えることがない。にもかかわらず、両国の再犯率は低い。現在、我が国では、立法、法改正のみか、言い渡す刑を重くする方向性が際立っているが、それが本当に正しいのかを問い直すべきなのである。

欧米の受刑者の構成等をみると、我が国に多い窃盗、薬物事犯は少なく、重大犯罪の長期受刑者が中心となっている。重大犯罪が我が国よりも多いこともあるが、窃盗、薬物事犯に対してはダイバージョンや社会内処遇が機能しているからと考えられる。刑務所が引き受けるべき犯罪をした者を厳選し、刑務所職員数を世界的標準に見合った受刑者との人数割合として施設内処遇を手厚くするとともに、治療等を条件とした執行や宣告の猶予制度導入、社会奉仕命令、GPS監視による社会内処遇などを検討し、施設内処遇について夜間拘禁、週末拘禁等の多様化なあり方を考えるべきである。

２　刑務所の「社会化」の必要性

今後、刑務所内の生活と社会での生活のギャップを作らない（両性の収容、自発・自律的プログラムを増やす等）、ギャップを埋める（地域との交流等）ための運用改善が不可欠ではなかろうか。

北欧諸国の刑務所には、開放刑務所と閉鎖刑務所があり、デンマークの開放刑務所ではアパートのような部屋で炊事等ができるようになっており、買い物などをして自立生活が営めるように指導され、さらには受刑者の家族が１日その部屋を借りて過ごせるようになっている[9]。オーストラリア　ビクトリア州の刑務所では、出所近くなった受刑者を、敷地内の一軒家（何軒かあって、まとめて１つのフェンスに囲まれている。庭にはプールまで付いている）に住まわせ、自炊や掃除、子育て等を全て自分でやる「疑似一人暮らし」をさせる施設がある[10]。アメリカでは、出所前に外部通勤をさせる

（８）「研究ノート：ノルウェーにおける刑事政策の現在（いま）　齋藤大（学習院法学研究第７号１０７頁以下）、フィンランドについて日弁連２０１６年人権大会第三分科会報告書

（９）「デンマークにおける犯罪者の社会復帰の取り組みの動向ー我が国の示唆としてー　岡部眞貴子（海外社会保障研究　１８３号５９頁以下）」

(10)「オーストラリア・ビクトリア州の保釈支援制度（川尻恵理子）」判タ１２５２号９６頁

ための施設であるプレリリースセンターが設置されている(11)。

我が国においても、各刑務所に出所準備寮はあるが、数週間の収容であり、また上記のような自由度の高い生活は許されていない。少なくとも、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所では、その期間をもっと長くし、居室を１Ｋのアパートを模した個室とし、出所後やらなければならない炊事、洗濯、掃除等をやらせる、金銭を持たせて買い物をさせる、受刑者どうしの交流の機会を作る等の方策をとることは比較的容易ではないか。

また、刑務所に入ったときから社会復帰のための処遇・教育が始まるという認識のもとで、制度の設計・運用がなされるべきと考える。

自主的な生活の試みは、出所直前に限られず、受刑期間の随所で行われることも検討すべきである。現在の刑務所の運用は、受刑者の自由度が低く、自主性・自律性が育たず、最も必要なソーシャルスキルである自己決定が身につかないし、逆にそれが喪われることも少なくない。受刑者の自主性・自律性を涵養できる環境作りが必要であり、例えば、犯罪程度の進んでいない者の施設で、出所準備寮では既に試みられている、受刑者どうしの話合いで自主的に生活上の決まりを作る、目覚まし時計を部屋において起床時間を管理する等は実施可能ではないか。

また､外部通勤を拡充することは刑務所内での拘禁の弊害を減じられるし、刑務作業の報奨金を賃金に少しでも近づけることができれば、出所後の居住場所の確保にも資する。現状の作業報奨金では受刑者･労働力の搾取である。

そして、指導の方法についても、受刑者の長所や強みに焦点を当て、治療でのラポール形成を行い、受刑者の自己決定を尊重し、さらに社会に貢献しているという意識を持たせることで､「自分が犯罪者であり認められない存在である」という認識から脱却し、精神的健全を回復できると考え得る。犯罪をした者は、自信がなく、自己肯定感が低いことが多く、それゆえ余裕を持った行動が取れず問題行動に及ぶことが多い。力を発揮できる場所を与える、自信をつけさせることは極めて重要で、このような長所基盤モデルを処遇現場に取り入れていくことも検討されるべきである(12)。

(11) 自民党刑務所出所者等就労支援強化特命委員会調査団米国報告書　http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/policy_topics/job_assistance/job_assistance04.pdf

(12)「犯罪者の長所や強みを生かす処遇モデル（河野荘子）」刑政１２８巻１２号３６頁等

3　変化する社会スキルへの対応

現在、公衆電話はほとんど無くなり、携帯電話もスマートフォンに代わろうとしている。スマートフォンが使用できなければ、就職活動も家探しもできない。また、大型店舗や飲食店でも、タッチパネルやPCの操作が必要であるなど、電子機器のスキルが必要な職種は多い。また、地方では、運転免許証がないと通勤ができず、仕事にあぶれてしまう。

現に社会で必要とされているスキルを調査し、受刑者がそれを取得できる体制を作るべきである

第5　教育をめぐる問題

1　学校教育の改善の必要性

本計画では、第4　1⑵①イで貧困等の困難を抱えた児童生徒のための学習相談･学習支援等についての言及があるが、これは学外での支援と読める。例えば､複数担任制などの教員数の増強による学校でのきめ細かな指導など、公立学校での教育の充実が図られる必要がある。また、貧困家庭の児童生徒が学業を続けられるよう支援することについて同アで言及されているが、貧困家庭の児童生徒の場合、塾などに通えないことはもちろん、教材の購入や学校行事の参加(例えば遠足や修学旅行など)の費用に事欠く場合もあり､「教育無償化」のようなきめの荒い支援ではなく、貧困問題等を抱えた児童生徒に対しての諸費用の支援、進学のための学習指導等を厚くすることが必要ではなかろうか。

2　塀の中に学校を

本計画第4　1⑵②イでは、矯正施設内での通信教育の継続について言及があるが、高校卒業資格認定試験ではなく､「高校の卒業」ができる機会を増やすべきである。資格試験では「履歴書の空白」ができるが、高校の卒業ならば空白にならない。同ウに記載しているような外部講師の招聘は積極的に実施されるべきであるし、受刑者の適切な選別が必要となるだろうが、受刑者自身がお互いに教え合うような制度も検討していくべきではなかろうか。

3　障害者の教育への特別な配慮を

（1）　障害のある犯罪をした者の存在

犯罪をした者の中には知的障害を有する人が多く、受刑者の約２割は知的障害域であり、境界域（８０未満）の者を含めると４割以上を占める。知的障害だと小・中学校の勉強について行けないことが多いし、境界域でも学習不適応で高校を中退する可能性があるのだが、受刑者の教育程度は、中学卒業が３８．５％、高校中退が２４．６％であり、かような知的能力の低さが原因とも考え得る(13)。特別支援教育を受けた知的障害者は、自らの障害を認識し、福祉サービスについて指導を受ける機会を有するので、療育手帳を取得することが多い。平成２４年、療育手帳を持つ受刑者は、総受刑者の０．７％に過ぎない(14)。受刑者の中には、特別支援教育を受けずに、普通学校に行き、不適応を起こした知的障害者が相当数いるとも考え得る。

法務省は、知的障害、あるいは発達障害といった障害特性や個別のニーズに応じた教育がなされてこなかった結果として犯罪に至っている者が相当数いるという視点を持ち、知的障害域、発達障害・精神障害の可能性のある受刑者に対して、いかなる教育を受けてきたのか、その成績などの学校での適応状況等に関する調査を行うべきである。

（２）障害を有していると効果的といわれる教育でも躓くことがある

少年院での教育では、目標を与え、それを達成させ、成功体験を積ませるており、上記のように、長所等に着目した教育として評価できる。

しかし、知的障害と発達障害を併せ持つ少年が、少年院の課題をクリアすればステップが上がれるカリキュラムにおいて、次のステップになかなか進めず、後から入所した少年に次々と追い越されて益々自信を失ってしまった例が存する。「他の人ができる」ことができない者がいれば原因を考える必要がある。知的障害、発達障害等の障害を持つ人が与えれた目標を達成するためには、その障害に応じた配慮が不可欠であり、障害者権利条約２４条に定める障害者の教育についての権利を、矯正や保護の現場で、保障する必要がある。

---

(13) 本計画検討会第２回資料「犯罪をした者等に関する基礎資料」http://www.moj.go.jp/content/001222536.pdf

(14) 法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」（平成２６年３月　研究部会報告５２）

（３）特別なニーズへの対応方法は存在する

当職は、知的障害等を有すれば高等教育を受けても成果が出ないと言いたいのではない。知的障害等を有する人に対しては特別な配慮が必要なのだ。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、平成１４年から同１６年にかけて、知的障害（とくに軽度知的障害）のある人が高等教育を受ける場合の支援体制について研究を実施している[15]。受刑者、保護対象者に対して高校卒業や大学進学を含めた高等教育を終了させようとするならば、相当数の受刑者が障害を有する、あるいはその疑いが存する以上、かような研究実績を十分に考慮し、障害に配慮した支援体制を作る必要がある。例えば、障害者教育に対するノウハウを持つ外部の講師の受入れや平易な教材の入手などは不可欠である。

中学校卒業程度の学力をつける場合にも、知的障害があれば、わかりやすい表現、平易な言葉を用いた教材、視覚的でわかりやすい教材等を用いて教育をする必要があるし、発達障害であれば、時間割や指導のプロセスの可視化などを検討する必要がある。上記研究所では、障害に応じた学習補助器具やその利用方法等の紹介も行っている[16]。中学校卒業の学力を付けさせるためには、高等教育以上の配慮が必要だろう。

（４） 犯罪をした者への調査を教育現場にフィードバックを

矯正、保護の現場において、知的、発達、精神の障害がある者が、学校教育でいかなるところに躓いたのかを調査すべきである。学校への不適応を起こした者への調査をすることは、サンプル抽出等が難しく、矯正・保護の現場での調査は有益な情報となるはずで、これを文科省に情報提供し、教育行政へとフィードバックすることにより、教育現場が従来欠いていた視点を呈示できれば、教育を改善し、落ちこぼれる者を減少させることができ、その結果、非行・犯罪の発生の防止ができる。再犯防止のための省庁の協力関係は、かような広がりをもった概念と考えるべきである。

４　犯罪をした人への犯罪をさせないための教育について

犯罪をした人への教育については本計画第５で検討されているが、以下の点

（15） http://www.nise.go.jp/blog/2005/03/kadai11_1.html

（16） http://kyozai.nise.go.jp/

についてさらに配慮すべきである。

（1） 障害者等が犯罪をしない、被害者にならないための教育の必要性

知的障害、発達障害を持つ者の場合、反対動機の形成が困難であり、「なぜ悪いことをしてはいけないか」を十分認識できていない場合がある。また、そのような障害によって、容易に犯罪に引き込まれ、あるいは犯罪被害者となる可能性も高い。騙されて所持金が無くなれば窃盗等の原因にもなり得る。障害を有する、あるいは有する可能性のある犯罪をした者に対しては、わかりやすい言葉で、加害者にも被害者にもならないよう教育する必要がある。社会福祉法人南光愛隣会は、イラスト付で極めて平易な言葉でわかりやすく説明を加えた小冊子を作成している(17)ところ、刑務所や更生保護の現場でも、平易な言葉で、わかりやすく、なぜ犯罪をしてはいけないのか、犯罪をするとどうなるのか等を指導する必要がある。

（2）再犯防止プログラムの適切な運用

現在、薬物事犯、性犯罪事犯等に対し認知行動療法に基づいたプログラムが実施されているが、指導のあり方や指導者の質の確保について再検討するべきである。

認知行動療法は、認知を、実際に行動しながら修正する療法で、適切な認知パターンの把握等が必要であり、治療の対象者と治療者との間にはラポール形成が必要である。処遇を指導する刑務官や保護観察官が、認知行動療法の知識を得ることには意味があるが、対象者（受刑者、保護観察対象者）との指揮命令関係等を考えると、認知行動療法の指導者として必ずしも適切ではない。また、認知行動療法が効果を上げるためには適切な指導の能力が必要で、それらの者の多くは、かような能力の面にも問題が存すると思われる。そうだとすれば、できる限り、医師や心理学の専門家によって認知行動療法のプログラムが担われるべきである。

また、矯正や保護の段階で、再犯防止プログラムを受けたが再犯をした者も存する。その原因は①プログラム自体の問題なのか（内容、プログラムの

(17)「地域で安全に暮らしていくために－犯罪防止・被害防止のためのテキスト」を改定した「暮 らしのルールブック」http://www.airinkai.or.jp/%E6%9A%AE%E3%82%89%E3%81%97%E3%81%AE%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF

実施時期、期間等、テキストのわかりやすさ等）②プログラムを指導した者の資質や能力の問題なのか　③プログラムを受ける者の心がまえの問題なのか(動機付けがなければ上滑りで終わる)④プログラムがその者に合わなかったのか（認知の問題性を認識し得る知的能力を欠いていた）等の可能性があるところ、プログラムを受けたが再犯をした者とそうでない者で検証をし、その結果をふまえてより実効性を高める必要がある。

（3）虐待経験者への対応

上記のとおり、少年院での調査では、虐待の体験をした者が男女を問わず多い。成人男性に対しても虐待の経験等についての調査を行い、カウンセリング等による被害のPTSDからの回復、成功体験等による自己肯定感の乏しさからの回復、教官や保護司等の他者との信頼関係の醸成の経験等が必要である。また、女性の犯罪をした者についての第５　1⑵②ｖについて、性的被害者（親からの性的虐待だけでなく、教員等の指導者、友人からの性的被害の場合もある）については、PDSDに対するカウンセリング等が十分になされる必要があるし、ジェンダーの視点などから女性としてよりよく生きていくための価値観の呈示等が考えられるべきである。

第６　民間協力者への対策が弱く、視野も狭い

本計画第６は、民間のボランティアとして、保護司や更生保護女性会、BBSといった法務省傘下の民間団体を中心とした記載がされており、薬物その他の問題行動に対する自助グループ、非行少年に対する支援をしている自立支援ホーム、売春犯罪などをした女性を保護の対象としている福祉施設である婦人保護施設など、犯罪をした人にかかわる様々な民間団体への目配りが欠けている。また、犯罪をした人に関わる多くの団体は、資金不足に苦慮しており、他の事業に比べれば少額の支援であっても、極めて大きな効果を発揮するのだが、予算投入についての記載がない。第６　1⑵④アをみると、民間団体には民間資金を使えと読める記載もあり、これでは民間協力者の志気は上がらない。

１　保護司をめぐる問題

（1）　過去の保護司推薦ルートは機能しなくなっている

第６⑵①ウでは、保護司候補者の確保についての言及があり、法務省も、従来の地域から保護司候補者を推薦させる方法だけでは足りないという認識

に基づくものと思われる。

現在、地域社会が崩壊し、私立学校への進学者が増え、保護者の勤務時間の長時間化等によって公立学校のPTAが弱体化していることから、保護司会が、自治会やPTA等の地域内組織から新たな人材を発掘することが難しくなっている。従前とは異なったルート、異なった人材を発掘することを考えなければならないが、弁護士や社会福祉士等の法律や福祉等の専門職を保護司とすることを提案すると、保護観察所関係者などから反対意見を頂戴する。

地域の名望家等の従来型保護司は、とくに欠損家庭、貧困家庭等の非行少年たちが、地域での指導や愛情等を与えられて立ち直ることに大きな効果をもたらした。しかし、今後、刑の一部執行猶予制度を適用された長期間の特別予防の見地からの対応が必要な者、薬物事犯が高齢者、障害者といった、専門知識がないと効果的な指導監督のできない対象者が増大する。また、刑務所から仮釈放による保護観察に移行すべきなのは、再犯のおそれが高く、社会内での教育・指導が必要な者であるはずなのに、そのような者が仮釈放の恩典を受けることは殆どない。家族があるなど、事故を起こす可能性が極めて低い限られた人にしか仮釈放を付すことができなかったのは、保護観察官の不足とともに、専門性のない一般の人が保護司として関わる制度の限界だったとも考え得る。現在､刑の一部執行猶予を受けた者が出所時期を迎え、その保護観察期間の長さを考えれば、現在の保護司の数と質（高齢で定年が近い人が多い）は危機的状況にあり、対策は急務と考えるべきである。

本計画では、保護司の人選について第６　１⑵①ウで、各省庁の協力や地方公共団体等と連携することで保護司を確保することがうたわれている。例えば、自治体が、福祉事務所のケースワーカー、児童相談所や女性センター等の心理職職員やその経験者など、犯罪をした者への支援に関連した具体的ノウハウや知識を持った人に保護司となるよう呼びかけるのは極めて有効な方策だろう。

（２）なぜ保護司になる人がいないのか

保護司になりたい人がいない、なっても辞める理由はどこにあるのか。

①現在の死刑の宣告・執行状況や法令、宣告刑の重罰化等から、「犯罪者は

排除すべきものである」という意識が国民に横溢しており犯罪をした者に関わろうという動機付けを損ねている

②保護司の活動はボランティアと位置づけられており、帰住先調査や面会等の指導をしても数千円の費用支弁しかなく、逆に相談等のための支出がある

③無償のボランティアから保護司会[18]の会費が徴収される。②に加えた、金銭支出を伴うから、所得が低いが地域での面倒見がよい人は保護司にはなれない、あるいはなっても辞めてしまう

④保護司会の委員会活動や会合等の負担がある。しかも、女性保護司は更生保護女性会にも加入を求められ、負担が倍増する。保護司会以外の地域の防犯活動等の様々な活動にも借り出されるなど加重負担である

⑤保護司会が実施する研修等は、昼に実施されるため有職者が出席しづらい。しかも、保護司会が研修を夜間に実施しようとしても、保護観察所から待ったがかかるなど、夜間開催が困難な環境にある

⑥ケースが少ない保護区の保護司会は、新人保護司とベテラン保護司が共同受任をし、ノウハウの伝授等をしたいと希望を出すが、ほとんど保護観察所が認めないため、新人が事件が回って来ないうちにやる気を失う

⑦ケースを受任せず、保護司会にも出席しない、何の活動もしない勲章狙いとしか思われない保護司がいる。保護司は２年任期であるが、そのような者が辞めさせられないため、その他の者の志気が下がる

⑧前科があると保護司になれないので、自助グループ等で指導的立場にある人を保護司に任用できない

といった問題がある。②については、費用支弁の額を拡大するとともに、保護観察期間が終了した後も、地域で息の長い支援として相談活動等をする場合には、費用支弁をするなど、経済的負担を減じる対策を急ぎ講じるべきである。⑤ないし⑦については今すぐにでも対応が可能なのではないかと考える。⑧については、恩赦制度の利用により積極的な登用をすべきである。

（３）保護司法改正の必要がある　　保護区や保護司会は必要なのか

保護司会は、研修を実施し、保護司どうしの親睦を図って地域のネットワークを作る機能を有する。しかし、ネットワーク作りであれば、近隣地域も含

(18) 保護司法１３条１項は、保護司は保護区ごとに保護司会を組織するものと定める。

めたものであってもよいし、専門家や民間団体、自治体等との交流を図り、より広いネットワークを作るほうが妥当とも思える。

保護司制度発足の頃は、地域の世話役たる保護司が、就職や居住に関して地域内でのワンストップ的な助言ができたが、現在、東京等の大都市では仕事先と居住地が市区内にある人は少なくなっており、上記の地域の崩壊もあって、「保護区」の重要性は低下している。また、障害者、高齢者、薬物事犯等については、福祉施設や病院等との連携が必要であるところ、保護区のしばりのために、入所・入院の際、保護司の変更が起こり得る。東京保護観察所では、障害の重い対象者について、保護区を越えた保護司の活動を特命的に認めている例があるが、保護司のもとに通うことが容易であれば、保護区の越境を広く認めて、保護司と対象者とのラポールの維持を図るべきである。

日本が経済的にシュリンクしている状態を考えれば、保護司の負担軽減が必要である。保護区制度の見直しや保護司会制度の見直し、前科がないことを要件とすることの見直しなど、保護司法の抜本的改正をしなければ、保護司制度は先細り、機能しなくなると考える。

（4）保護司会の事務局機能を自治体が担う例もある

本計画第6　1⑵②ウでは、保護司会の活動の活発化や対象者との相談場所の確保のために、更生保護サポートセンターの設置推進がうたわれている。当職は、自らが保護司として所属する東京都中央区保護司会では、保護司に中小企業経営者が多く、サポートセンターを設置しても常住できる者がおらず、区の公共建物を相談業務や研修に機動的に使用できれば足る。また、区役所福祉保健部生活支援課地域福祉係が保護司会の事務局機能を担い、各分区についても、区の出張所が活動をサポートしている。自治体が保護司会の事務局機能を果たしている区は他にもある。保護司会のあり方や自治体との連携のあり方は地域によって違ってよいはずで、サポートセンターの設置を推進することのみを取りあげた本計画には疑問がある。

2　協力を求められる人や団体は多数ある

本計画第6は、民間団体といえば法務省関係の団体であり、ボランティアの主力は保護司であると読め、連携する先は、自治体や福祉などと考えられてい

る。犯罪をした者への支援を息が長く、また、多くの人に理解してもらえるものとするのならば、法務省との関連の弱かった民間団体や、支援に関わってこなかった団体等にも目を向けるべきである。

（1）公的ボランティアとの連携

法務省には「人権擁護委員」という人権侵害の防止のための啓発活動や人権相談、勧告等を行うボランティアがある。犯罪をした人やその家族がいわれのない差別を受けて苦しむ例などもあるが、かような人達に人権擁護委員の存在は知られていない。当職は、人権擁護委員の経験があるが、保護局が中心になって行う「社会を明るくする運動」の情報を在任中聞いたことがなかった。法務省は、人権擁護委員にも、犯罪をした者への差別等を無くす等の活動をしていただくべく、更生保護に関する情報提供をすべきだし、人権擁護委員会と保護司会が、地域の小中学生に作文を書かせる活動で協働するなど、様々な交流の場を設定できるよう図るべきである。この点については、平成３０年、法務大臣が交流を呼びかけたと聞いており、今後連携を強めて欲しい。

地域には民生委員が配置されている。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の相談に応じ、必要な援助を行う者で、子どもの見守りや子育ての相談などをする児童委員を兼ねた、地域福祉サービスに関するボランティアであり、地域での福祉のにない手として重要な役割を果たしている。民生委員と保護司を兼ねている人もいるが、組織的な民生委員と保護司との交流は殆どない。民生委員は、地域での見守りや福祉当局との結びつきが強く、その知識やノウハウは保護司にも必要なものであるし、犯罪をした者の地域への定着は、民生委員の協力により促進し得る。まずは、民生委員に対して、犯罪をした者の社会復帰の重要性について啓発する必要があるところ、これは、各地の保護観察所が実施することも可能だが、厚労省が自治体に対して通知を出すことも考えられ、後者のほうが現実的かもしれない。また、地域での民生委員と保護司の交流の機会が作られることが望ましく、自治体の再犯防止推進計画策定に当たり、そのような企画を基礎自治体に呼びかけて欲しい。

（2）その他の民間団体との協力

犯罪をした者に対して、各種の支援を実施している民間団体がある。

各地の弁護士会では、地域の福祉職と連携して、様々な調査・研究活動を行うとともに、弁護人が個別事件において被疑者・被告人の更生支援計画を策定し、被疑者・被告人の資質や社会復帰のための資源を調査し、具体的支援の方法を提案する活動を推進している。また、弁護士会は、自治体との協力関係を結んでいる場合もあり、今後、自治体が、再犯防止推進条例や再犯防止推進計画を策定するに当たり、弁護士会や個別の弁護士の協力があれば、円滑な作業に資するものと考えられる。

また、薬物依存に関するDARCや、窃盗癖、性犯罪、ギャンブル依存等についても自助グループが作られ、ともに立ち直るためのミーティング等を実施している。自助グループは、同一の問題を持つ当事者の集まりであり、再度問題行動を起こさないでいる人が、自らの経験を披瀝して、新たに加わった人のロールモデルが提供でき、また、そこに参加することで更生への動機付けを与えることができる。自助グループの多くは、資金的な問題を抱えているところ、法人格の取得や会計処理等に対する助言、公的な助成金等の投入、国が資金を支弁する方法ではなくとも、寄付控除の対象とすること、固定資産税の免除などによる経費負担の軽減、自治体の空いた施設の安価な貸し出し等、様々な支援の方法が考えられ、今後計画の中に盛り込んでいくべき課題である。

さらに、犯罪をした人の更生支援に関わる、専門職を交えた各種団体が全国に存在する。障害を持つ人が、様々なトラブルに巻き込まれることがあることから、障害者の人権擁護や犯罪をしてしまった障害者の支援のために、トラブル・シューティングネットワーク（TSネットワーク）が各地に作られている[19]。犯罪をした者への入口・出口支援にかかわる相談事業等を行っている団体として、当職の知人である弁護士が関わっている団体だけでも、NPO法人まーる（旧「配りの会」。東京都）[20]、一般社団法人ワンネスグルー

（19）東京のTSにつき、http://tokyo-ts.net/

（20）https://kubari.jimdo.com/

プ内ダイバージョンセンター（奈良県）[21]、特定非営利法人はすのは（高知県）[22]、NPO 法人南大阪自立支援センター[23]が存する。このような団体は、それぞれが社会復帰支援に対するノウハウを蓄積し、問題提起をする能力を有している。また、地域生活定着支援事業を委託されている民間団体でも、委託事業以外に幅広く活動している団体も存する[24]。法務省・厚労省は、かような団体からの積極的な意見聴取を行い、連携を図り、団体が利用可能な補助金について指導するなど、活動の円滑が図れるよう助言すべきである。

（3）更生保護施設の充実と他の民間団体との連携活動の推進

障害等のアセスメントには時間がかかり、起訴猶予にする場合等には、福祉施設やサービスに移行する前の中間施設が必要であるところ、更生保護施設がその役割を担うのに適当だが、絶対的な数が不足している。その増床を図るべきである。また、委託費の増額など経営が成り立つような施策が必要である。

更生保護施設の中には、弁護士会や個別の弁護士と提携した法律相談や、福祉職や弁護士等の様々な人達での勉強会等を実施し、施設の機能をさらにバージョンアップして地域の更生保護の拠点としてさらに育てようとする活動をしている。このような更生保護施設の事業に対しての金銭助成があれば、もっと活動が広げられるものと考える。

（4）大学や宗教界との連携

現在、大学の社会貢献が非常に大きく期待されているところ、多くの大学には心理学科や法律、福祉に関係した学部を擁しており、犯罪をした者への直接的な支援に有用な知見が集積しているし、更生保護施設や自助グループ等の経営への助言なども可能である。大学で、学生や地域住民に対して社会復帰支援の必要性を教育してもらう効果も大きいだろう。

また、更生保護施設は仏教界の設立になるものも多いし、教誨師や保護司

（21）http://www.oneness-diversion.com/

（22）http://kochihasunoha.jp/index.html

（23）http://fields.canpan.info/organization/detail/1771283650

（24）例えば、一般社団法人よりそいネットおおさか（http://yorisoi-osaka.jp/）、社会福祉法人南高愛隣会（http://www.airinkai.or.jp/）、社会福祉法人恩賜財団済生会（http://www.saiseikai.or.jp/）

をしている宗教者も多い。宗教界の犯罪者の社会復帰支援の理解を得られれば、信者にも理解を浸透させてもらえる効果も期待し得る。

社会のあらゆる団体が、犯罪をした者の社会復帰のための眠れる資源といえると考えられ、少しでも多くの人達に、再犯防止の重要性を説くことが大切であり、もっと広く協力を求める組織を考え、連携を求めていくべきであろう。

3　最も重要な社会資源としての家族

本計画では、第２　２⑵①アで、居住先の確保の問題について犯罪をした者と家族との関係への言及があるが、積極的に犯罪をした者の家族の支援を検討すべきである。犯罪をした者の家族は、犯罪やそれ以外の問題行動での被害者的立場にあることがあり、問題行動の尻ぬぐいで疲弊し、あるいは、犯罪報道により地域に住むこともできなくなり、職を失い、自殺に追い込まれることすらある。かような家族に対して、公共住宅をシェルターとして提供し、仕事が続けられるようにすれば、犯罪をした者へのその後の支援も可能になるはずである。また、疲弊した家族の相談に乗る機関はどこにもない。偏見や好奇の目にさらされるのを恐れ、家族が犯罪をしてしまったと打ち明ける相手がいない者は多い。帰住先調整等で保護司が犯罪をした者の家族に接触した際、「誰にも言えなかった」と、心配ごとや過去の家族との関係等について長時間思いを吐露する人は少なくないが、保護司の相談の対象とできる家族は限られている。薬物依存者の家族会など、犯罪をした者の家族が支え合う活動が始まっており、これを支えることが必要である。逆に、犯罪をした者への支援を希望する家族には、過保護、過干渉、虐待などの家族病理を抱えている場合も少なくなく、家族へのカウンセリングなどの機会を持てるよう、相談できる場を増やしていく必要もある。

犯罪をした者の家族のための支援体制作りは急務であり、今後、公的セクターによる住居確保や生活支援とともに、民間団体等との協力のもとで相談事業等を検討すべきであり、今後の計画に盛り込んでいくべきである。

4　更生保護女性会への疑問

更生保護女性会（略称「更女」）は、保護司の妻や女性保護司等の組織である。更女にも高齢の方々が多く、若い人達の参加が望まれている。更女の会員が、更生保護施設の人の不足を補い、花壇を設置したり、地域で子ども食堂を

開催する等と、様々な役割を果たしているが、法務省の HP や全国更生保護女性会の HP では、活動の実態が十分記載されていない。

ただ、翻って考えると、なぜ女性の組織を作らなければならないのか。日本更生保護女性会の HP に「更生保護女性会は、一人ひとりが人として尊重される社会、だれもが心豊かに生きられる社会を目標に、女性の持つ温かさや細やかさ､だれもが持っている善意の心を生かし活動しています。」との記載がある。当職も、女性の視点が有用であること、女性どうしのグループのほうが活動しやすい面があることを認めるが、男女共同参画がうたわれている時代に、女性らしさを正面から打ち出す組織が存在することで、更生保護分野が思想的に極めて古いという印象を与える危険がある。更女のメンバーを保護司として積極的にリクルートすべきであるし、保護司 OB の男性が定年後も活動を希望される場合の組織として、更女を発展的に改組することを検討すべきである。

5　刑務所のボランティアの積極活用

篤志面接委員は、刑務所において、家庭問題，職業相談，法律相談などの受刑者の悩み相談や、俳句･短歌，音楽，書道，珠算などの趣味の指導、その他、犯罪防止のための薬物依存離脱指導，交通安全指導，酒害教育等を行っている。

受刑者等の中には、自分の置かれている状況について法律相談が必要なレベルであるかどうかすらわからない者がいる。およそ悩みをいろいろ聞いたうえで、その悩みが精神・心理状態に起因するものなのか、法律問題なのか、家族との調整なのか等についてコンサルティングをする人がいないと、適切な問題解決につながらない場合も多い。当職は、東京都地域生活センターの職員らから、特別調整によって、初めて法律問題があぶり出されて弁護士の相談につながった多くの例を聞いている。受刑者が時間をかけて、自らの抱えている問題について語れる場を作り、他の相談へと適切に割り振っていくようなシステム作りに、この篤志面接委員を活用できないだろうか。

また、企業の社会貢献活動として篤志面接員への参加を求められないか。例えば PC やスマートフォン等の電子機器の利用について指導やかような指導の際の機器提供を求めることが検討できよう。企業では廃棄 PC を社会支援に供している場合があり、刑務所にも協力を求めることが可能ではなかろうか。

そして、施設内処遇と社会内処遇の円滑化を進めるためには、社会内での支援に関わる保護司や更女会員等を積極的に篤志面接委員に登用し、施設内の状

況について知らしめ、共通認識をもって指導に当たれるような体制を作ることも検討すべきではないのか。同じ負担なら、保護司会活動や地域での防犯活動よりもそちらのほうが重要な役割であるように思われる。

教誨師は受刑者等の魂の問題に触れる大変重要な役割であり、とくに生命を害した者に対して救いや赦しを与えてきている。しかし、日本人には無宗教であると自覚する者が多く、宗教的行事や施設等に触れた経験がない者も多い。むしろ、受刑者等に必要なのは、日常生活を正常に送ることができるようになるための個別の心理カウンセリングやSSTである場合が多いと思われる。また、日本人の少なからぬ人々は、とくにオウム事件以降、宗教に対して拒絶的であるところ、欧米では、東洋の伝統的な修行方法であった瞑想を換骨奪胎した、「マインドフルネス」という瞑想の手法が確立し、企業の研修や矯正現場などで流行している。かような、宗教性を廃し、なおかつ、過去に宗教が果たしてきた精神の安定、集中力の陶冶等に役立つ手法の導入も考えられるべきである[(25)]。

さらに、宗教的な救いは、被害者にとって必要な場合がある。現在、保護観察所が被害者への対応をしているところ、教誨師の活用を考えるべきである。寄る辺のない被害者が、(新興)宗教の食い物となる場合もあり、国の活動に関わっている、宗教者の存在を知らせることには意味があると思われる。

また、この分野で、特定の宗教の教えを前提としない臨床宗教師の活用も考えられるべきではないだろうか。

第7　啓発活動について

本計画第6　2は、広報啓発活動について言及しているが、根本的な問題について考えるべきである。

1　なぜ国民は更生保護に無理解なのか

国民の多くは、「犯罪をした者は危ない人、好ましくない人」「側に居てほしくない」「厳罰に処して外に出すな」「ここには来るな」と考えている。刑事弁護をしていると「お前は犯罪者の味方か。被害者の(仏壇の)前で土下

(25) 矯正処遇でマインドフルネスを利用している例について「少年院における性非行防止指導J-compass(亀田公子)」刑政128巻12号

座しろ。」「お前は危険な奴を社会に野放しにする気か。お前がその犯罪者を引き取れ」等の罵声を浴び、「なぜそんな活動をするのか」と問われることがしばしばある。

前述のとおり、現在、死刑が少年時の事件にも言い渡されて執行され、従来死刑の適用がなかったような事件にも死刑が適用され、言い渡される刑が重くなるだけでなく、立法による重罰化が進んでいる。これは、世論に後押しされたものともいえるが、新聞が従来「三面記事」といわれた事件報道を大々的に取りあげ、テレビのワイドショー等でのぞき見的な報道がされて、あたかも治安が悪くなり重罰化が必要であるかに煽っていることが起因しているともいえるし、政治家がそのような世論を利用し、重罰化を人気取りに利用する、ペナル・ポピュリズムの面も存する。

「犯罪者を許すな」「死刑にしろ」等というメッセージは、犯罪者が何らかの生きづらさを抱え、その除去により更生できるという事実をかき消してしまう。重罰化による犯罪をした者の排除を推進しつつ、更生保護には協力を求められても、国民はそれを矛盾と感じるだろう。

さらに、国民の多くは、「犯罪をした者」として凶悪な殺人犯や職業的侵入盗等をイメージし、軽微な窃盗等を繰り返す人が再犯率を上げていることを理解していないし、薬物事犯はフラッシュバックを起こしていつ暴れるかわからない危険な人というイメージを持っている。薬物使用予防のために薬物の恐ろしさを啓発することは必要だが、現在の啓発では、薬物事犯＝モンスターというイメージが作られてしまうので、もっと工夫が必要だろう。

今後、犯罪をした者が更生できるという具体的なメッセージを国民に送る必要がある。前科・前歴を有するが、更生して社会で正しく、しかも顕名で活動している人は多数おられる。そのような方々に、広報活動に関わっていただく、テレビ、ラジオの番組、新聞や雑誌等でインタビューをしていただく、その方がモデルのドラマ等を作ってもらうなど、具体的かつ積極的な「立ち直りが可能」というメッセージを国民に対して発するべきである。

また、刑務所には各地で誘致の動きがあるが、更生保護施設やDARC等の施設は住民の反対のため建設が極めて困難である。更生保護に理解があっても、自分の近隣にそのような施設は来て欲しくないと考えるのが人情であ

る[26]。住民は、前者が「中にいる人が逃げません」と宣伝しているので安全との印象を持つ一方、後者は、生活の場を提供する出入り自由の施設だから「危険な前科者が近所を出歩くと困る」と感情的対応となる。更生保護施設等が、近隣住民の感情を意識しすぎると、施設の規則が厳しくなり、対象者の自主性や創造性を奪う結果が生じかねない。施設に入所しないと、仕事も見つからず浮浪する結果となり治安の悪化を招くことを国民に十分に知らせる必要がある。施設入所が更生のために非常に役立っているというメッセージを広報しなければならない。

また、学校教育の中で刑事司法についての正しい知識を伝え、犯罪をした人と社会で伴走する機会を作ることが、その人の社会復帰のためには必要であり、ひいてはそれが犯罪防止に資することを、明確に教育すべきである。

2　社会を明るくする運動のメッセージは抽象的すぎる

本計画第８　２⑴では、「社会を明るくする運動」が十分国民に浸透していないという問題意識が記載されているが、この運動における啓発の不十分さを認識し、改善すべきである。啓発活動で、理解の得やすい「非行」あるいは「少年時代に悪かった」等との言葉が用いられていることで、この運動が少年の社会復帰への協力要請に見える。非行少年の社会復帰の場合は、社会の理解を得ることが比較的容易であるが、「前科者」「ムショ帰り」の犯罪をした人についての啓発がされていない。また、非行をした者が社会に復帰してきた場合に、何をどうすればいいのかという具体的なメッセージが伝わってこない。

さらに、この啓発活動である「社会を明るくする運動」は、各地保護司会のメインイベントであるが、保護司会の自己満足に終わっているというと言い過ぎだろうか。保護司会任せにしないで、もっと効果的な啓発の方法を検討すべきであるし、例えば、広告会社や大学のサークル等に、社会貢献として広報活動を手伝ってもらうことなどを含め、広がりをもった活動とすべきである。

3　被害者にならないための教育や性についての啓発、教育について

犯罪をした者の中には、犯罪や犯罪とはいえずとも何らかの被害にあい、

(26)　平成２９年度更生保護学会では福島社会復帰促進センターへの反対運動が取りあげられた。

その結果犯罪に至っている人が数多く存する。例えば、金銭をだまし取られ困窮しての経済事犯、虐待の被害者が虐待をする者に対抗し、あるいは暴力がコミュニケーション手段と考えて起こす暴力犯罪、そのような被害に遭った精神的苦痛から逃れるために逃避として行う薬物犯罪等がある。

犯罪被害にあわないように啓発することは、実は、犯罪をさせないための極めて有効な手段である。学生時代から、消費者被害を防ぐ教育、虐待やいじめの防止や、それらの被害にあったときに相談場所の紹介などを授業で行い、テレビCMや番組等を通じて啓発することは極めて重要である。また、インターネットの適切な利用については小学生のうちから知識を与え、フィッシング詐欺や児童ポルノ被害等を防ぐ必要がある。障害のある人には、このような情報をわかりやすく啓発する必要があること、上記のとおりである。

ところで、性犯罪については、性に関する誤った情報の氾濫が性犯罪の引き金になっていることがつとに指摘されており、とくに若年者、知的・発達障害を有している人には、ポルノが犯行の教本となっていることが少なくない。我が国においては、性表現に対する規制がほとんどなく、深夜以外でも性交場面のある映画やドラマが放映され、インターネットのニュースサイトの宣伝欄に非常に問題のある性的テーマのマンガがスポンサーとして画面を載せ、スポーツ新聞や一般週刊誌に女性のヌードやポルノ小説等が掲載されているなど、児童、未成年がアクセス可能なメディアでの性的表現について何らの規制が考えられていない。このような野放図な状況で「女性は嫌だといっていても丁寧な性行為をすれば満足する」等の誤ったメッセージが繰り返しすり込まれ、性犯罪が誘発されるのであり、表現規制が啓発以上に必要と思われる。

また、学校の性教育も、メディアやネット情報からの誤った性情報に対する修正ができるようなものとする必要があり、性交渉は信頼関係に基づいて行われるべきこと、ポルノ表現には誤りがあり、そのような表現によって傷つく人がいること、誤りを信じて犯罪に至った人がいること等を教える必要があろう。

上記のような啓蒙とともに、AV出演の強要などポルノ被害にあわないよう安易にスカウトについていかないことや万一被害にあったときの相談場所

を啓蒙する[27]ことが必要である。

第8　おわりに

裁判のときには字を書くのも覚束なかった人から年賀状が届いた。イラストと当職と更生支援に関わる福祉職への感謝の文章が添えてあった。刑務所での教育もあったと思うが、福祉関係者や当職が彼を待っているというメッセージを送っているからこそ、彼の立ち直ろうという気持ちが湧くのだと思う。福祉職、法律家など、様々な視点から伴走する人の、顔の見える支援こそが、真に立ち直りを支える力になるとの確信を持った。

(27) 民間団体のPAPPSは、ポルノ被害の防止のためのチラシを作っている
https://paps-jp.org/